

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基幹年金番号導入時に、未統合記録が広範囲に存在するが、その殆どは導入後の取得・喪失処理時、又は年金裁定時に的確な統合処理が行われ、やがては解消するとの認識であった。
退職後、新聞報道等で「5千万件」の問題を承知したが、その未統合記録がいわゆる「名寄せ」以前の管理レベルであったことに衝撃を受けた。「5千万件」の件数そのものにも衝撃を受けた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

振り返って考えると、大きな年金制度を設計し発展させてきた本省庁に、様々な苦勞の歴史があると思いが、年金制度を支える矢張りとなる記録管理の面では制度発当初から徹底しに欠けていたのではないと思われる。戦前から戦後の長い歴史の中で、それと別の時代に、人算・手帳・技術革新のレベル等さまざまな制約があったとはいえ、社会保険発達の記録の電算管理への移行時、或は、オンラインへの移行時に、統合記録・原簿記録の整理(後日、的確な統合のための整理も含め)に、もっと財力と努力を投下するなど意を用いるべきであったと思う。
最適な記録管理をシステムから支えるためのコンピュータの研究や技術者の専任化・集団を一定程度配置し、創造的にコンピュータ業者との対比や共同作業を行わせる等の発想がい必要だったのではないと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・特記事項なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・H20.4～5.9 厚生・船保の未統合記録(旧台帳)について、電話等により事務補助に頼っていたが、反響は好意的であった。(年金額が増額されたため)又、昭和1年以前の記録が大半であるため、制度に対する認識を欠く受給申請時に申立てしなかった事例が殆どであった。

・未統合記録における氏名・生年月日については殆ど重複はしていないものの、相違なく氏名・生年月日による重複も入力。当時の件数的問題及び数値的問題はあったと思料されるが結果として残念に思っている。他の人為的ミスは、別として。

・現時点においては、特別便等も含め、人海戦術(個別接触)による本人特定以外方策はない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- ・厚生資格給付担当当時(昭和40年以降?)記録相違による事故リスが府内送付され整備処理した経験等もあり、以降については、あまり認識はしていなかった。
- ・又、裁免申請時に窓口での職、確認等を踏まえた事務処理していかため、特設の問題意識はなかった。
- ・しかしながら、オンライン切替之時における、氏名入力等について(喪失等)は、結果として、問題点が浮き上がったと認識している。
- ・平成13~14頃の10年未納問題以降

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 現時点では一刻も早い記録整備が求められており、問題点の事象についてあらゆる面から検証しそのうえに、今後の制度の構築に生かすべきと思われる。
- 反省点として地方庁を問わず、過去及び現時点の事務処理のあり方を検証し、今後に反映させるべきものと思ふ。(自治主義方式(公簿主義) 社会保障番号制度 等)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

国民年金は、その35年7月当時、
当時は各地で取得届の説明会をやったが、
それを及第する勢があった。
市町村は職員が協力があり、族議員が上位で
記録を二重三重に作成していたので大丈夫と見て
いたが、今の状況は大へん残念です。
現在、いろいろ作業をされてますが、本人の申告が
お任せする事も必要だと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1)若い事なので思い違いがあるかも知れませんが、年金業務の初期の頃の得喪届は仮名文字を記載して提出するものが多く、その為基本台帳にも仮名の記入がなく読み方に誤りが生じるものも有ったのではないかと考えております。

2)また、得喪届を提出する事業所の取扱いが被保険者に氏名の読み方を充分確認せず、振り仮名を記載して、誤りの原因になっているものも有るのではないかと考えております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(2)の件に関しては、新規適用事業所には適用時に充分誤りの実状を通知して注意を促し、その他の事業所に対しては通時講習会や刊行物等により連絡して注意を促す必要が有るものと考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録名帳の漏れを一括して保管しておく必要性は、役所の火災や地震災害等の場合を想定すると非常に必要な問題であると考えていますが、この問題が社保の組合運動になつていくことは具体的に聞いていませんでしたが、退任してから雑誌等により知ることになった次第です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地元の職労組合は、直接オンライン問題には関係していませんが、この問題についての組合運動は、比較的穏やかで、団体交渉を受けた記憶はありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ (退職者 ☐)
所属	本庁 ☐ (地方庁 ☐)
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

はい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特になし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ○ 退職者
所属	本庁 ○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

はっきりしない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現在病氣療養中

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

- 世間一般に言われている「消えた年金」は、殆どどが「漏れに漏れる年金記録(記録)」と思っています。
在籍当時、常時、相当件数の番号1本化を固めていました。資格取得時の「被保険者であったことの有無」の誤謬(申告)が原因です。
- 社会一般の年金制度に対する理解・認識の低さが「氏名」「生年月日」の過数、故意の誤申告を招いたものと思っています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- マスコミ情報しかなく、正確な内容が判らないので、方策を述べようがありません。
- マスコミ報道(特にテレビ情報)は、厚生年金、国民年金の制度問題と業務運営問題が整理されることなく、政治的駆け引きで複雑な議論に終始している中で、問題の真実が理解できていません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 1 在籍時には、年金記録問題はありませんでした。
- 2 年金裁定申請時には、申請者に職歴者の添付を求め、これという記録を統合していましたので、苦情、トラブルの記憶はありません。
- 3 年金記録問題は、マスコミが喧伝し始めたときに知りましたが、マスコミ報道には未だ疑心を抱いていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 1 現在疑われている年金記録問題の正確な内容を、知り得ていません。
- 2 機械化されている年金記録に誤があるということであれば、被保険者の誤属(階)か、担当職員の記録の入力ミスか、また、コンピューターの不具合などが想像されますが、事務の機械化は退職後のことであり、考へ述べる情報がありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在政府が国民に示している方策を確実に実行し、国民の信頼を傷み以外の方策は特に考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が在籍していた当時は、年金記録に間違いがある可能性は否定できなかった。年金給付の請求時に確認できるとの申請所主義による甘い認識がありました。
その後、富に書いた記録」ということが、7月2月国会に報告されて以後、次々のマスコミの発表でこの問題を知られた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、年金制度が始まって以来、長い年月にわたっていろいろな問題が積み重なって生じており、現職でみれば、年金記録の欠陥や不備を訂正、補正しておくべきだった。定量的把握、検証、補正する等組織的取り組みの必要性があったと考えます。
制度の運用に関与した者として、非常に残念であるとの自覚と、慙愧のたえなく、深く責任を感じているところではあります。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にお知らせせんが、厚生年金被保険者が途中脱退して一時金を受領した人がかなりいることを聞いております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録については、相当年数経過して破棄又は消滅は不明と思われ、市町村にまでと給付開始者による確認、あるいは関係者などの人による確認しかないと思っております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録が不備であったことを認識していませんでした。
新聞、テレビ報道によりはじめて知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

ほう大な記録を正確なことは大事であり、先づはオーラル現場の担当者や自営パソコンの検索の操作による作業の記録が大事と
思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この年金記録問題の事象等は、在籍中の時点では予測していませんでした。また、この記録問題にかつような事例の存在は、現在記憶に残っていません。
なお、この点の問題は、国会の論議、新聞報道等を知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

業務処理にあたっては、可能な限りのチェックが果されれば、よりよい結果が出てくるのではなかと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは(主幹) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和54年7月の退職者で79歳です。30年も以前の事でもあり具体的に記憶しているものはありません。

なお、退職時はオンライン化も実施されてはいないし、当時の状況を考えるにこのような問題が存在することは想像もできない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

30年前に退職した者で問題の全体を具体的に把握もしていないので、学芸な策ではないかと思ふが、年金相談とねんきん定期便にはより力を入れていく。また、これで出された問題はできるだけ早く解決につとめ、投げやりにはしないこと。

未収金の部分は全力を上げて統合につとめる。旧台帳でコンピュータに未収金の切は、旧台帳自体があることから請求の都度全力を上げて突合確認につとめる。

未収金のもの入量が非常に多いことから生年月日の年金から判断して当面は請求の金者から優先して処理をしていく。生存の不明な年代、高齢者でこれら請求行為が見込まれない年代の者は後順位とする。(※この処理には多額の費用と多くの人年、また長い期間も要するため)

○年金の請求書には本の年次順に住所と住所地も書くようにして、年金の記録に登録されていないからといって一律に断ってしまうのではなく、無年金(記録にない部分)の期間の住所地での生活の状況や勤務をしていたりかどうかなど話を進め、なるべく思い出させ、脱落や漏れを防ぐようにつとめると請求者もより納得するものと思う。

○最終的に不明となったものは政治判断を要する時が必要と思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

30年前に退職したが当時は、このような問題は起つてはいなかった。
年金記録は、被保険者の年金の受給に欠せない非常に重要な記録で大事な
ものと考えていた。旧年金証のカード方式から年金手帳に変わってからは、被保険
者本人も記録の内容が目に見える形で掌握でき、関心も自覚も出るものと喜こ
んだものです。
年金記録に関して問題があることを知ったのは、国会で年金問題が取り上げられ
報道されるようになってから、時期ははっきりと記憶はしていない。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとして
しましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反
省点として挙げられるとお考えですか。

30年前の退職者ですらどのように対応しようとしたかには直接お答えできません。
現時点での反省点 年金記録に関する特長は、人量が多いこと、ス長期間の
管理が必要であること。30歳までは人年による事務処理ばかりであったこと、(※人年による
処理には誤りが必ず起り得るものであること、この防止対策とチェック機能が十分にであったか)
4.長期に及び地味な記録や、各種の届出などに正確性を守る意識が全体に欠けて
はいなかったか。(行政側・事業所担当者側・本人も含めた)
5.制度の変革が多かったか。これらの対応がその時点で十分に取れたのであったか。
(改正時の業務実施 計画と結果の状況)
6.正確な記録を長期間維持していくには多くの人年と多額の予算・時間が必要となるが
その実態と現状について予算関係省庁や関係の責任者に正しく伝えられ、
改善するための理解を得るような努力が十分されていたのか

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このような問題の存在は、退職の
あち、マスコミにより始めて知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の重要性についての認識不足
が、事務処理の正確性を欠くものもあり、
また、年金記録の点検システム等にも
問題がはかっただけ、諸々の課題を残し
たままの結果、生じたものではないで
しょうか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <u>退職者</u>
所属	本庁 <u>地方庁</u>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. <u>事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙自帳については当分の紙質が悪く、またペンにインクで記入していた状況から記入文字が散ったり、紙自帳がぼろぼろとなり判別不能になっているものもあったように思う。そのためコンピューター入力も不可能の部分もあるのではないか。
資格取得届の氏名、生年月日について、住民票等の添付義務はないので必ずしも戸籍どおりの正確な届出であったと確信出来てない。
そのため記録が他人となっているものもあると思う。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

本人が職場を転々とし、厚生被保険者証を何枚も持っていると思われるものに本人は知らず、記憶も曖昧の部分があると思われるが、氏名の読み等で類似記録がないか見つける努力は必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたが、また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録は将来の年金受給につながる重要事項であることから正確な記録に留意していた。

問題の存在は、TV、新聞等の報道で知り、従ってそのような記録があつたのか(等級の下落変更等)と思った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚年被保険者証の重複所持の統合促進を常時PRするとともに標準報酬についてス等級以上の下落変更については調査対象とし、調査の上適正な戻出をさせていた。

年金受給発生はまだまだ将来の問題として、手書き記録、照合等について、甘く考へていた部分もあつたのではないと思う。

また、コンピューター導入時記録入力の完全適正照合に手抜きがなかつたのかとも思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和51年に所収とい 統一的な業務についたとき
年金制度が、今よりも複雑で、職員も制度にたいが 困難が
あったといふことも、事務処理の早期導入が、必要
とされた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

コンピュータ事務処理導入に組合(自営者)の反対
闘争が激化した。理解を求め誓った。
(注) 年金の制度が複雑すぎて問題を生じることが多い
① 制度発達の過程で、数回にもわたる適用の拡大。
② 公的年金制度実施主体の乱立。
③ 多数の被保険者の細かい記録を永年にも管理(記録
管理) 特に標準報酬額制による短期の便所
長期の年金を一括業務処理している。
④ 給付における経費規程の多さ、後継多岐、職員も対応
が、大変な状態。
⑤ 国民年金事務の市町村からの大部令の引揚がによる 協力
理解者の減少。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金特例便による本人の申告、照会の対応を
親切にまた迅速に対応する

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ①. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にはなし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

認識なし

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

全く知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特にない

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

徴収業務が長く、年金記録問題については、テレビなどの報道以外全く知らなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

それは全く無知です。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在社会保険庁に実施している方でよい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

各府県に基いて年金記録問題として認識していたこと、
しりあ

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問の主旨からよく理解できなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

○結構心して、跡にありません。

○現職当時、横書きの紙名帳と縦台帳との間の、昭和31年当時の紙名帳より、夏休自腹に転記したものを再確認し、縦台帳に当時の所記の頭文字のアルファベットを押し込んだものです。

これ等の業務はすべて、平常業務終了後、サービス残業と毎夜食も自腹で、自宅へ帰るまで9時10分過ぎた。当時の労働観念もなく、文句もいわず働いたものです。

現在、新聞、テレビで批判されていようが、社会保険事務所の正職に処理されていようが、社会保険庁とコンピューターによる切替時に、ゆとりが、その以外の業務にせよ、いい加減に処理されたのではありまじょうか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

○紙名帳、紙台帳より切替業務が正確に行われ、これにより、再確認以外にならぬと思えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○将来の年金にどのような問題が起るかわからない
念には念を入れて正確に処理すること
が第一だと思って処理してあります。
○退職後、10数年経つてからひしひしと

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(質問3)に記入しました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

国民年金について
夫婦ともに加入の場合保険料納付と拒否と
この場合母子年金の内容を説明しとある事の方を優先納付せよ
こういう例は数多くある
従って既婚者の夫婦納付といれば片方の配偶者を納付と
見なす見解は不合理である

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在する資料(納付記録等)によって確認する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問の意味がよく解らない
年金記録が重要なものであることは言うまでもない

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

① いち早く、ふせぐ。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中に「年金記録問題」の
提起はあつてませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中に問題提起がなく、
特段の対応もなく、従って
反省点もありません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1 知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

2 現在進められている対応策、それによる補正を含めて適確・迅速に実行して行くことが最善と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

3 年金記録は、年金裁定するに当たり重要な証拠記録であると認識しています。

本庁から、「事故記録リスト」が送付され、その調査確認を行ったことで知りました。在職中です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

4 年金相談体制の充実、年金受給に備えての資格確認請求の必要性と事業主からの正しい届け出について、常に啓蒙するよう指導していました。

今振り返ると、制度改正などが頻度に行われ、業務量の増加に対応してることで精一杯の状態でした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

具体的に認識していませんが、事業所の総合調査(会計検査院の
実地調査と併行して実施)において、初回の精算について、何時かの時点で
2年以内の取得と処理されると思います。
その為、年金受取時の本人の職歴記載と社会保険庁の記録は関連
するものと考えられます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

保険料の納入は時刻により、及ばないで現時点での対応は不可能
とされます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍時にも現在のような記録問題が生かまると考えておりました。
年金徴収時に税金と同等と見做され、社会保険事務所の側では出稼金3万円
以下、他年金照会をしないとして、我々も記録と有罪の場合には
再決定が行われ、勤務先による校正がなされたと理解しています。
(年金記録の未統合があることは承知しておりましたが、その対応策を
行われていたと聞いておりました)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

在職中の事務所の指導において、年金法中の確認の制度が
存在するので、被保険者に指導を行うように伝えておりました。
しかし、その内容は2年以内の期限であり、長引くと
毎年のように契約内容の変更や年金の支払いはない。当時の
年金制度は行方不明で、その記録と統合の対応が、大変な
ものかと感じられます。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に意見がありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は医療・給付関係が長かったので
台帳・適用関係の問題はわかりません

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

なし

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 記録問題は正確にされてると思ってる。
2. 記録データ送付時など事務所側の監査安全
でいかなかったり不明である。直近の事務所センター
が監査安全してれば解決してる。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 紙台帳、市町村保険紙台帳、マイクフィルム等で
監査する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

将来受給命令に近づくにつれて被保険者は必ずしも過去の納付記録をたどって来ると必ずしも私には国民年金未納記録の徴収記録(支払徴収)を既に決裁、未納により厚生年金者はカードを配付し手配している。
従って記録は正確であると思われていた。新聞テレビ報道で存在を知った。

→ 国民年金/厚生年金の裁定時に未納のあった場合に将来に徴収に

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※標準報酬の改定、労務変更等については全面的に回復し支給すること。

これらを実施し取組は処分を仰ぐこと。

※保険料納付中止者によって代わりの調査すること。その後において期間、納付済期間を判断すること。

国民年金制度について個人単位ではなく市単位に在籍者の保険料のすべてを支払う。国も保険料負担で標準報酬と同様に支払う。従って支給対象者は減らす。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

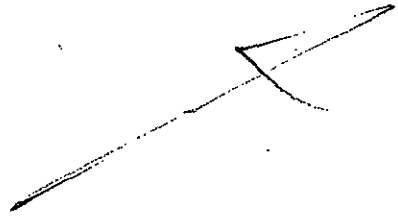
(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

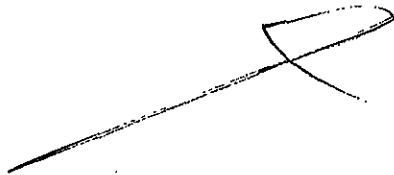
回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。



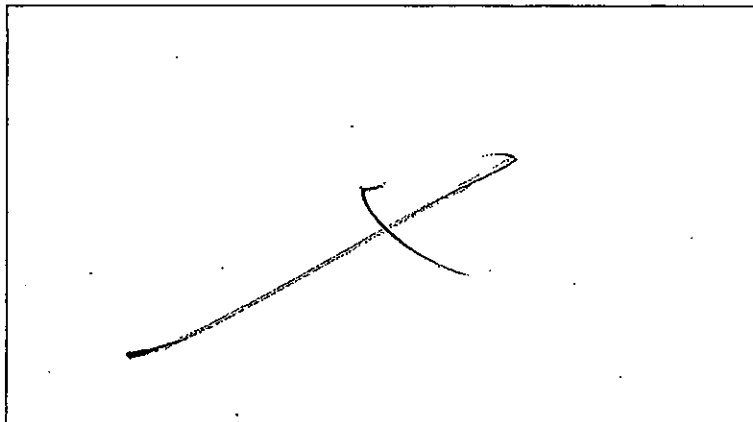
(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。



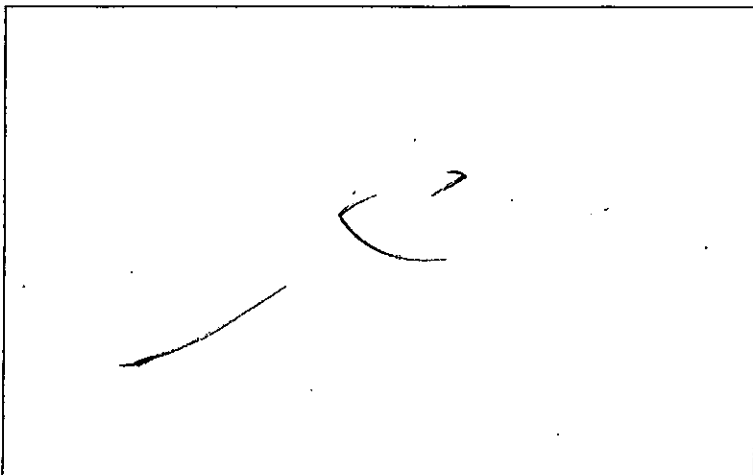
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。



(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録の空白以外なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

知らないかと思っていた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特にありません

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

「知られていない問題」は知りません。退職後の年金の支給に際しては、

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

同上

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社会保険在籍中に認識はありませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金保険、船務関係は直接担当 [REDACTED]
[REDACTED]、事故リストなど調査不能な点もあつた
を痛感します。当時は、船員保険、通年雇用や、日雇割適用対策
などの業務もあって記録問題は充分でなかった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未統合記録の最大の原因は昔から事業を側から属出の不正確性にあることが一般に知られており、行政方、事業主、被保険者別に事故原因別比率などオープンに協力を求めるべきと思う。当然これには各種各様の反応もあると思うが。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

加入脱退率の制度、届出方式による記録システムが実勢と乖離していることが今回の問題で明らかになったと思う。皆年金時代だから日本国民であれば一定年令に達したとき基礎的年金が唯れでも受給できる制度の充実を図ることによりこの問題も解決できるのではないかと。

他に当然企業別、集团的な年金が加算される制度もあつた。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和40年頃、「記録の事故リスト」処理を担当し不明記録の存在は判っていたが、当時は年金受給申請時に取付調査で金銭と説明でき大きなトラブルとならなかったと認識している。
 今回大規模な未統合記録の実態が公表され多くの社会保険関係者すら初めて知り驚くばかりである。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

当時から職員数で最大の効率を上げることが上層からの一貫した指導だったため処理の正確性が損なわれたことがあったかもしれない。
 シン反省すべきは質問3に記した大規模な未統合問題を遅滞なく金銭的に明らかにし、その解決体制を執らなかつた中央司令部の1.指揮力の欠陥 2.運送システムの限界を知り得る改革を怠ったことにある。責任の所在は明らかである。
 更に反省すべきは年金機構の人事方針で以前の過ちで一回知れど十分に勤務姿勢を正しているのに不採用では事実上=重の制裁を加えたことにより大胆な人材を失うとともに今回の問題の責任所在が第一線の一般職員に転嫁され本質を見失う結果に終ることである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に意見なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 社会保険庁及び社会保険事務局(旧保険課)の指導・指示により業務を忠実に遂行していたため、今日のような年金記録問題が起るなど認識していませんでした。
- 年金記録問題を知ったのは、マスコミ報道によるものである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 質問3の回答のとおり、年金記録問題が存在するなど考えていなかったため、対応のしようがなかった。
- この問題は、中央庁(社会保険庁)の企画・管理・運営上から起きたことであり、国会、厚生労働省、保険庁、都道府県、社会保険事務局、及び各社会保険事務所総ての関係者から及び、年金制度の構築に努めることである。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題については、マスメディアによって報道されるまで知る機会がなく私が認識したことはありません。
したがって、在職中から現在まで世間一般に知られていない問題を私が承知していることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

社会保険行政に従事した者としてこの問題について責任は重く感じています。この問題について発生から現在までの社会保険庁などの取組や、その経過、処理対策など内容の詳細を知らない現状において解決の方策を求められてもその回答に窮しますが……
失った国民の信頼を取り戻すためには月並な記述ですが、現状における問題点などを明示し、処理計画、進捗状況等情報開示を行い、地道に努力を続けて理解を深めることが、思っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

1. The first part of the document is a list of names and their corresponding addresses. The names are listed in the first column, and the addresses are listed in the second column. The names are: John Doe, Jane Smith, and Bob Johnson. The addresses are: 123 Main St, 456 Elm St, and 789 Oak St.

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一、關於「臺灣省教育廳」之組織及職掌
 二、關於「臺灣省教育廳」之經費及預算
 三、關於「臺灣省教育廳」之人事及訓練
 四、關於「臺灣省教育廳」之教學及研究
 五、關於「臺灣省教育廳」之社會教育及體育

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知、く、カントいありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人的な資源を確保し、解決の方針を交え、入力業務の負担を軽減し、思案を述べます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

種々の仮説、仮定が世に流布しているが、
全く承知の上で取り組んでいる。
マスコミ報道とよく踏まえている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

全く承知の上で取り組んでいる。
社会保険庁幹部は、世間の期待、政治家からの
期待をわきま、迅速に解決に取り組んでいる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ等で報道されたいに、内容実を知らされたい。
これ以外は、承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- 「おんきん特別便」を活用し、1人でも多くの方から回答いただけるよう、あらゆる機会をとらえ、周知するなど、平抱強く、積極的に取り組んでいくべきではないかと思われる。
- 記録、新規がない場合の取扱いは、最終判断を第三者委員会で行うようにしているようだが、その基準を見直すことによる解決策はないか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中、このような大きな問題が在籍とは全く認識していなかった。
問題の存在を知ったのは、2、3年前マスコミ等で報道されるようになってからだと思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の統合処理方法、並びに仕組みそのものに認識不足があったのではないかと考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	☒ 本庁 ☐ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

問題解決の名称はないが、本人照会のもとで事業所や関係等と事務的に可能な限り調査し、本人申立の内容精査という一定方針のもと追記係処理はできないか。(厚労)

その他は分らない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には記録事故について、その事実には地方に連絡は
なかったと記憶している。
従って、その実態は認識していなかった。
近年記録問題が取り上げられ、その状況を知ら驚いている。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題は、自治体のコンピュータ入力時、基礎年金番号の記録統合
処理時等、処理の段階毎にそれぞれ発生した事故を、その時と毎
に処理して来なかった事がこの問題と思う

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所) 保険課指導室長

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に記載する例は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者資格の有無について

事業主の届出の有無及び適否について

最後からやり直して調査し公平を期すこと。

被保険者であるか申告しているかは、何らかの

履歴などのものを提出させる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号が出来るときからであり
問題の所々々々々は 社会保険制度発足時から
未適用問題、該当が適正化ない 現存でも
引き続き問題はないか
適用対象者の届出義務と適正届出は制がある
限り 続くことである

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしていましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚生年金の記録と重複の解消を 概ね適正化
が図られると聞いた

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 被保険者(雅弘) 現在の帳
 1. 昭和32年10月頃に思います。現在の帳の移替業務の作業が
 はじまり、記載事項の訂正、記録の確認、長期にわたって実施
 検査を完了したものであります。
 毎日の期間計算は40%以降の月数、採用した月数等、正確な
 月数の割合を算出している、と見えていますが、
 口. 上記が完了し、引き続き震災台帳
 一冊(改)りの比較的短期間(短く、その(ほぼ)時間
 から必要とされたようです。(私は所蔵による)
 1. 同題は震災台帳の甲種です。
 甲三団に思われる帳が多数あり、氏名が三文書に統一集
 石炭、鉄鋼石炭、石炭、強弱効力、タコ師長、戦争、戦争
 として記述された。短期間(多々、昭和35年(以後)に記述

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

陸交の問題、海令の問題
支那國の問題 …… ?
大日本帝國のため、
全國を大北へは、相争の教にたふし思ふます。

情報により、 t とし、不明分の期間も可及的短くします。
上記分を考慮して、不明分の分岐から上記分を引いて、分岐を小さくして、
処理する。…。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多少の文書ではある程度いい。
コンピュータ化になり年金記録をいなくなった。
運用の問題が懸念する。
次の世代に引き継ぐため、専門的な研修が必要。
グローバル化が進む、多岐的になる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

毎年台帳移管後、厚票方式に変わるまでの間、記録について、事業所より届出の各種届(3部複)一部を進達してきたが、庁業務課にある処理が順調であつたかどうか、又、毎年記番号について再取得時における記番号重複を防止することが大変であつたが、届出の時、厚年被保険者証の添付できない場合、事業主に取替等の提出を求めるべきではなかったか、なお当時、国民年金番号実現を希望していた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ねんきん特別便で問題がなかった者、以外の者のコンピュータに収録されている記録と社会保険事務所保管の帳票類を突き合し記録もれがないかどうか調べるべきか、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後(約15年)各報道機関からの報道により
承知した。
年金記録は被保険者の財産であり、正確、安全に
保存されるべきと認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

特別な対応はしていません
しかし、財産は、ルール(規則)に基づき業務を遂行
してきました。未統合記録の数からして
オンライン化に向けての設計に問題があった
のではなかっただろうと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

住民基本台帳(住民票)ネットワークシステムの利用を考えたらどうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

新聞、テレビ等知り、そのような問題が存在するとは知りません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

所属していた在籍していた、平成3年春ころより、郵便事業所に所属して保険料を長期滞りしていることを理由に、事業を廃業したように偽装してその通年賃金員に対してその旨を伝えたことを強く指導している事実を把握した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(3) のことから直ちに担当課長に事実関係について聞いたところその事実を認め、そこでその指導と謝罪を徹底に指導した。
(当時の状況として収容率の101%を強く求められたこととあって、そのような行為に付したものと受けとれた。)

。今何をすべきかについて。

・年金記録問題の発生、かつその日数が経過しているにもかかわらず、^{何に}徹底した対応がとられていないことは、かつての職場に身を置いた人として、何人かに押し問合いを食いついて、その一歩大まなミスについては、オライ、輸入時に組替帳をコンピュータに入力する時に、大量のバイト職員を雇用し、処理する中でミスが起るという状況に十分の指導管理ができていなかったと受けとれる。そのことは十分反省するべきかと受けとれる。

・記録を前10月1日付から21日付まで、一日で早く行うべき、受けとれる担当職員が業務の軽減を促すため、バイトに頼ることにする。OBの応援を求め、処理するのを急務かと? (その日の当日無償と交通費程度に支払うべきかと。)

< このことについては、後見、提言しているところ。 >

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

色々な問題、事例が報道されてきましたが、
そういったこと以外に、とくに思い当たることはありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現職の人たちの労苦は、察するに余りあるもの
があります。古い事実を確かめるには、仲々短気急ぎに
追及難しいと思います。時間をかけてしっかりと
正すものは正し、手順のルールを明確にして、出来るだけ
早く軌道に乗せて行ってほしい。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録簿を正しく整理して行くこと。誤りのチェックとどのようにするのを考えて行くこと。そうしたことは、会費に置いていたと思います。

余りに多くのことが報道されて、大変残念に思っていました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

あらゆることを短期間に完全なものにするには、残念ならぬと思います。

1 誤りを正す。 2 処理手順を明確にする。

3 チェック体制を定める。 4 研修を反復実施する。

以上のことが必要と考えますが、従前、これらのことが不十分だったのではないかと思います。

(大勢の職員が長い間、真面目に仕事に取り組んで参りました。当然の報道はしませんが、心を痛める時期も続きます。また、その家族の人たちの思いもあり、誠に悲しいことです。)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

紙に 存心上げて ありまけん

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

残念な事。特号妙手が 3 人 2 人 参りません。
地道に時間をかけて一件一件解決していくしか
方法はないのでは無いでしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

まったく考えもしなかった。社会保険庁(業務センター)は、~~最先端~~ 鋭い機械(IBM社)を導入、NTT? 等の協力を得て万全の体制で取り組んでいると聞いていた。実際に見学をして(研修)もした。知ったのは、~~記事~~ 記事の新聞執筆等です。^{それを実際にいってみたい。}

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まず、まず(国民年金)初期の頃は、市町村とのつなぎ合を「最良の業務」としてやっていた。しかし、記録の正確性がよくない。

特に反省点は見当たりません。

社会保険庁から来た人、また、機械がまだにあって、よくわかっていない。人知の反響が大きい。いつの間にか消えています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	☐ 現職者 ☐ 退職者
所属	☐ 本庁 ☐ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、社会保険庁が実施している方策を、着実に実施し日本年金機構が確実に引き継げる体制をとって頂きたいです。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題の存在を知ったのは、退職後
10数年経過した一昨年で、それまでは、年金
記録は 社会保険業務センターにおいて、厳正に
管理されていると認識していました。

地方庁としては、業務処理の適正化に努力して
いたしたので、予想以上の未統合記録等があり、
誠に残念です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年級之名的問題已解決。給你們本學
期之150元之利息。150元之利息。150元
之利息。150元之利息。150元之利息。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

[illegible]

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行われている確認方法で良いと思います。
本人の申し出を全て認めるのは無理があると思います。

年金等の大切な事については、子供の時から教育が必要だと思います。他人まかせに考えさせない事。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事務処理に不正があったとは思っていませんでした。

就労時、本人の申し出を確認し、重務や記録は適正に行われていたと思っていました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

該当者が国民1人が全々の届け上、同一にならなければ、問題が起きると思います。

(総務省を制を考える必要がある)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

いわゆる「年金記録問題」については、これまで年金制度に対する国民の無関心が原因の一つであると考えている。高齢社会に入った現在、声を大にして「自分の年金はどうなっているのか」と懸念している人の大部分が、自分が若い時にはどうであったろうか。

私が社会保険事務所(当時は出張所)に採用になった昭和30年代は勿論、40年代になっても多くの被保険者から「健康保険に入るが、年金には入りたくない。」という相談が多かったことを記憶している。

- ・ 自分の過去の履歴を知られたい事と理由に、「再取得」でなく「新規取得」として申し、事業所からその通り届け出して、社会保険事務所では、新たに記号番号を払い出している。
- ・ 会社の採用条件に合うように、生年月日を偽称し申し出ている。
- ・ 「保険・年金に加入したくない。」と会社に申し出て、会社ではそのまま無届となっている。
- ・ 事業主負担を抑えるため、資格取得の届け出をしない傾向があった。

社会保険事務所においては、手書きの時代には膨大な事務をすべて転記で処理していたため、誤記入もあったことは想像できるが、事業所・被保険者側の責任も大きいと考えている。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

法令上、大部分の届け出は、事業主が行うことになっているが、社会保険事務所の事務処理過程で基本項目である被保険者の氏名・生年月日等を確認するものがない。せめて、住民票添付が必要であると認識していたが、当時から事業所の事務負担軽減を理由に一蹴されていた。これをするだけでも不契件数の相当数が減少しているものと思っている。

現在は昔と違って全ての処理がコンピュータの時代、「国民総背番号」に類したもので一元的な記録管理が最善と考えている。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の全てを手書きしていた時は、筆記用具は1日ペン先1本、用紙は更紙、これも欠乏することもしばしばあった。本当に厳しい時代だった。書いた途端にインクが滲み、紙は破れ易い等、今書いている記録が、これから何十年もこの状態で残ってくれるのか、という不安もあった。

その時は、「今書いている記録が、これから何十年か後になって、この人の年金に結びつくのだ。」という意識から慎重に記載することを自分に言い聞かせていた。残念ながら、人間のやる仕事、チェックをうけながらも転記誤りはあったと思う。

現職の後半は、受給権確保対策に力を入れ、過去の履歴の掘り起こしに努力してきた。

年金記録問題が取りあげられ、「未統合記録5千万件」が公表された時には、ただ驚くばかりだった。しかも、「全ての責任は社会保障庁・社会保障事務所にあり」として現在もテレビ・新聞等で報道されている。真面目に勤務してきた40年間は一体何だったのだろうか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

5千万件未統合の判明が、基礎年金番号付与時のことであれば、社会保障庁からもっと早く公表して、事業主や被保険者にも注意を促すべきではなかったかと思っている。

前大臣・現大臣とも「社会保障は悪の集団」と決め付けたような発言があったり、新聞・テレビでも、「消えた年金」といって、すべて社会保障の責任として報道されていることが、残念でなりません。

本当に消えたのでしょうか。氏名・生年月日を偽って届け出をしたり、手帳(被保険者証)を何冊、十何冊も持っている人等、これらの記録が統合出来ない件数も相当にあるのではないのでしょうか。

決して責任を転化するつもりはないが、全ての国民が、若い時から自分の年金についてもっと関心を持ち、自らも責任を持つことが必要ではないかと思っている。

この度の「年金記録問題」は非常に残念であるが、反面、年金に対する個々人の関心が高まったとも云える。

これからは、年金制度についての広報・教育にもっと力を入れ、自己責任が伴うことも含め、正しく理解してもらうには絶好の機会であると考えている。広報も、単にチラシを作成し配布するだけでなく、目の通すことの多い新聞紙上で広報するとか、市町村広報誌等を活用して広く国民に見て貰い、少しでも制度を理解してもらうことが必要である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☒
所属	本庁 ☒ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、「人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思いつく事はありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

①まず、紙(名簿、原簿)方式で済んでいない年金記録は速速事務系との統合と理解にいく。

②また、統合以外の方法では行わない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン以前の記録を早く手配して
いかにして。
2004年以降の記録、(記録のやり)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録の問題は、記録のやり取り、記録のやり取りが
長年の間に、記録のやり取り、記録のやり取り、記録のやり取り
オンライン記録のやり取り、記録のやり取り、記録のやり取り
記録のやり取り、記録のやり取り、記録のやり取り、記録のやり取り
記録のやり取り、記録のやり取り、記録のやり取り、記録のやり取り

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

今回、民主党の国会で取り上げた時に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 <u>退職者</u>
所属	本庁 <u>地方庁</u>
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <u>i. 事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りなへ。

年金記録問題について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳や名簿から記録の切換えをした時、突合・異検等を正確に行っているはずなのに、オンライン上に正確に記録されていない事態が起る。業務センターで突合・異検をしないまま、そのままでは、

お、社会保険職員ばかり異検を扱っているが、事業主・被保険者等にも問題があると思う。

・異検を採用しても正しく届出されていない例が多くなる。

・被保険者証(カード)を何枚も持っていると思っている等。

従って、問題の解決に良い方策は無いと思う。変に救済すべきではなく、記録に残っているもので対処すべきである。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中には、このような問題は一切なかった。
このような問題を知ったのは最近(数年前)のことである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一切問題がなかったのに対処することがない。
従って、反省すべきこともない。
社会保険在籍中のほとんども、徴収 適用と担当していたが、自分としては適格な処理をしていたと思っていて、反省すべきことはない。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

判断がつかない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は在籍中には全く知り
ませんでした。
この問題を認識したのは、退職後
でスゴクにびっくりから半信半疑
で、事の真相を知ると大層なショック。
(こまばね、信じ難い気持ちになりました。)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 退職者
所属	本庁 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

思い当たりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

何故かのように大量に問題が生じていたのかよく分からぬ。
記録のほとんどは標準報酬額が書き入れたり逆に資格喪失した
りしたものと多少異なるものとも思われるが、時間も経過し
一般的には行政側に举证責任があるものと思われるので、行政側
が所有する問題解決に有効と思われる資料(給与帳、マイコンピュータ
等)との照合・訂正作業を早急に実施する必要があるものと思われる。
長妻大臣はスピードを云々言われているので、集中的に作業を
実施すると、この問題解決に役立つものについては一定の
効果を生むと期待するが、国民の理解を得るよう仕向
けの工夫が必要かと思われる。(国民年金の国民負担率、標準報酬額の引上げ等)
この問題の経過をみていると時間はかなりの経過をいく気配で、仕方
ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

このように大量の申請記録の問題が起るといふ考えは正しくない。
オンライン化前の紙媒体での記録の時代においては、原票(被
請求)の本人確認を見誤り他人の台帳に記録ミスするものは
極くまれに生じたものの後で判明するもの、あったものは快
く取り除く。
また、^{地方}社会保険事務所から中央庁(社会保障庁)に送達された記録
が社会保険の段階で事故となり、再送達するケースがある。処理サ
クルの肉付けとして、再々送達するものはなく、処理の煩雑性は
長い処理方法にならぬのか、と思ふことはあったような気がする。
問題の存在を知らなかったのは、長妻大蔵の国会で取り上げた頃だと
思う。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

他人の記録に又基づくについては、市町村の歴史（研究担当者名）
 との照合で明らかにした。資料の整理に当たっては正確性の必要と徹底は図られている。
 上記のような問題はオンライン化によって解消されている。
 今問題になっているのは、地方から送達された記録の何らか
 の原因で中央（社会保険庁）において未処理となったものではない
 のかと思われる。社会保険の一員であったことは間違いない責任の
 一端は議論があるものの大半は中央（社会保険庁）にあると思う。
 地方（社会保険事務所）から送達した記録（補綴テープ等）は、
 地方に保管されていると聞いたことがあるのは気になっており、その照合
 等の必要はないとはいいが。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

ありません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍しているときは、どのような問題があるとは考えておりました。
知ったのはマスコミ報道により知りました。
どうしてどのような問題にわたったのか、理解しかねておりました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

今考えても
コンシューマへの説明の時期が早すぎたのでは、例には、
紙台帳の氏名等の漢字からカタカナに後漢字に如替時
別人あつたなつたと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) <u>i. 事務所長</u> j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

調査、確認の徹底

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

旧台帳をコンピュータに収録する際には記録もれの心配はあった。(※記録もれに伴う年金額の減少)

当期は記録していない。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

随時、事業主と被保険者への確認作業の徹底

(反省点)

当時のコンピュータ化には、もう少し手間と時間をかけようだったと思っている。

※当然 国の手厚もかかっていたから……

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記すべきものはありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和35年、社保職員になった時点で、厚生年金に対する世間一般の風評は、本制度の発足は戦費調達のためとかインフレ時は将来の年金支給額は、戦前の満保のようにその価値がなくなるとかで、制度への無理解、無関心、そして加入しても将来の保障がないので加入したくないとの声が多く、未加入、加入減額者が少なかったものと考えられます。
 厚手の加入届は、事業所の担当者や作成した方が、戸籍簿等の照会することなく、そのまま加入記録となるシステムのため、加入者の氏名等の誤記入、あるいは、以前に加入実績があっても新規加入として届出されると厚手被保険者証の記号番号が重複払いで、加入記録がつかなくなる。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

厚手の加入記録の誤りといわれるものには、不注意で誤った加入届書にも原因の一端があるので、被保険者の手元、あるいは事業所のどこかに保管されている被保険者証の氏名等の再確認と、複数枚の被保険者証がある場合には、その申し出を促していたこと、さらに、被保険者自身の職歴は本人が一番承知しているので、正確に申し出ていただくことだと思っております。
 年金番号の統合は早くから要望されていたもので、基礎年金番号の制定は遅過ぎたと思っております。
 ・事実に基づかない標準報酬額の訂正については言語道断、信じていません。
 国民年金に関する実務経験がないので、保険料の納付記録がない等の実態の評価はできません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

事故リストの送付が正しい処理と見ていた。
年金請求時に確認する事による適正処理と見て認識していた。
適用は太くても、保険料の納付できない事業主までの適用については疑問と見て認識していた。
年金記録問題については、国会で問題になってからである。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

各年の原票、原票上のオンライン時子への適正な確認と行っている事への反省点である。
(子年の国内各組合との確認等の条件による満足な処理と行っている事、事業主被保険者の自己管理の不足も併せてある。)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○退職者
所属	本 庁	○地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知しています。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1

特に問題点がある記録はなかったが、報告等の
記録不備、存在を指摘すると出た場合の誤り
等、たゞ不十分過ぎ、経過時期のタイムラグによる未達
があったと思われ、
追加記録等。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問2

今後、行方不明となり、諸資料(残存している資料)
等)との兼ね、関係者の追加加入者の記録統合。
オンライン化
以来、年金記録の円滑化の統合。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じていない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

人海戦術による処理(整理)を考えたほうがいいか、

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在任時には、特別な問題とは認識していなかった。
年金記録の問題が報道された後才知道。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録取得者(要給付者)にたいして、氏名・生年月日等の確認を徹底するようになったかと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度末では課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度末では主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

(頸椎損傷で文字を書くことが苦痛のため、機械印字としました。)

この用紙は、公表する場合があります。

回答書③

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

回答の前に、私が勤務した地方庁 [] 及び退職後の状況等について、少し説明します。

- (1) []
- (2) ちなみに、私の退官ポストは保険診療に係る [] でありましたのでこの年金問題に関する連絡等は除外扱いとされていたとも考えられますが……。
- (3) 退官後は、①病院事務と②厚生年金基金の業務に携わり、現在は無職です。

以上の状況から、この年金記録問題についてはマスコミ等の報道によって、一般人と同程度のこと知ったと認識しております。

【答】 従って、ご質問の「世間一般に知られていない問題」は、特にありません。

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

【答】 経費・人的労力等からも、現在、行っている方法が「ベター」と考えます。ベストな方法等についても、なかなか考えつきません。最終的に、後輩の現職者に大変なご苦勞を煩わしていることについては、沈痛の心境です。

この用紙は、公表する場合があります。

回答書④

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

【答】 質問1で答えたとおりです。

- (1) 在職中はこのような問題を提起されなかったことから、認識はしていませんでした。
- (2) 問題が存在することを知ったのは、マスコミ等の報道が行われた数年前からです。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

【答】

- (1) 対応: 既に退官した身ではありますが、目下、国民年金委員の立場で、知人・友人・近隣者(町内会活動の一環)等からの相談には、微力ではありますが極力、懇切丁寧に個別対応を行っております。
- (2) 反省点
 - ① 本庁(年金業務センター)における業務管理体制に、いささか疑問をもっています。

なぜ、もっと早い段階で本庁と地方庁との連携を密にし、一致協力(地方庁を巻き込んで)して問題解決に取り組む姿勢を示さなかったのでしょうか………?

年金業務センターは、問題を隠蔽し曖昧のまま引継ぎをしていたような体質は無かったのでしょうか………?

(本庁経験のない私が申し上げることに、大変抵抗を感じておりますが……)
 - ② 特に、戦前に交付された厚生年金保険の被保険者証また新制度施行当時の年金台帳等の紙質は、あまりにも粗悪で磨耗したり、変色したインク文字は判読困難なものもあったと記憶しています。

このようなことが、長期の保管等に耐えられず事故原因に拍車を掛けたと思います。

(厚生行政には、あまり予算が付かなかったこともあるのでしょうか……)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

現職の事務局では、事務リストについては承知しておりますが、未統合記録のことがよくあるという事は、今回の問題になるまで知りませんでした。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

私も、昨年から社保事務局において、記録の統合処理などお手伝いをしていたのですが、この2週間ほど報道されるおかげで、記録に不備がある人は、申し出てきていると思われています。残っている記録は、1回だけ、毎年1回加入し、その後再度加入しているか、あるいは単独の記録か、単独の記録の者が多いか、あるいは多いか、と考えております。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録については、重復収消については各種説明会を通じて調査時にも指導をうけました。年金記録防止に生じた事故リスト以外、大きな記録上の問題はないかと思っておりました。追放直前に、基礎年金番号の重複があり、その意図があるかはどうかは不明。この際にはかなり事故、不具合は多いかと思われ、それと見なすので、この際、必要に応じて古い年金記録についても手をつけなければならぬ、このような事態には至らなければ残念なことになる。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

まず、問題は年金記録の2通りの状況を把握すること。記録と管理の両方から大きな責任があると思っております。記録のしきりについては、年金者請求書の既述と本人の記録と記録と照合し、記録のしきりがないようであれば対応をいたしました。この、本局からの2通りの指導を対応できるとは思っておりました。現地の事務所においては、事務所の向う、記録のしきり、事務所の未払い問題が大きな問題であり、勤務先からは、あらかじめ年金の手番を持っていると思われる年金者についても、健康保険証と旧し早く交付すること、重要なしきり、新規の手番を払い出し重復記録が、あとはいないことは、未統合の記録が増えたと見えてあると考へます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に無し

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

被保険者の申立てに基づき
社会保険庁の記録と突合し2回2回
以外9解決策はありと考へる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について在籍中は適正に処理されていると認識していました。
このように問題が存在することを知ったのは退職後と記憶しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・年金額の増大に事務能力が追いつかず、入力後のチェックが甘かったと思います。
- ・年金証は1人1枚ずつ記録をつけるよう日常的に被保険者に指導していたが国民の皆様に徹底できず、何枚もの年金証を持つ人が多く見受けられたことによる問題も多いと考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この様な問題はあまりには認識してありません
でした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

「保険料納付の申し立て」については、特別立法で全て撤廃する。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中の年金記録は個々の問題と考え、個別に解消されるものと認識。
安倍内閣時代に、国会において年金記録問題審議とマスコミ報道で問題の存在を知った。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

個別事例毎に徹底説明。
社会保険庁における年金記録の最終点検管理が不十分だったと。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

よくわかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在籍中は、この問題の問題があるとは矢張り思いませんでした。
退職後、マスコミ報道等により、矢張り思いました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

問題の存在を矢張り思いませんでしたので、問題
認識を踏まえて、この対応にはありませんが、
日頃、業務とりわけ年金に關しては、相談
を始め、業務の適正処理に努めたところでは
す。

紙から機械への移行。
(ここでの処理の的確性)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をどれほどよいとお考えですか。

良く解りません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

あまり認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

制度発足した当初から、昭和30年代・40年代は、年金が国民の老後所得の柱になると、国も(業務に携わる職員)国民もそれほど意識していなかったのではないかな。

年金の記録管理が、国民の財産権に大きく関わることを、早い時期から、国・業務に携わる職員・国民が認識する様な、方策を取るべきではなかったのではないかな。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

旧台帳(名簿)が当時(昭和年代以前)の紙質が悪く、インクペンで記載されていた為、台帳にインクがにじみ、判読が困難な文字や数字が相当数見受けられた。

また、被保険者本人の生年月日を偽り届出されていたケースも見られた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

上記の件については解決困難と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

特に問題として認識していませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録問題の原因については、これまでにマスコミ等色々とり上げられて来ているので、現時点では世間一般にも知られたことだと思われそうです。

・事業員や従事員の年金制度に対する理解が十分でなかったことが記録問題の要因の一つであることや、事業員から社会保険料に届け出られた氏名や生年月日に誤りが多い(従事員が採用された際に年齢を若く届け出)など、事業員に就労して見習い期間、試用期間として数ヶ月は正社員としない～未加入期間として(従事員は見習い期間も加入していた期間と思ってしまうこと)など、採用された際に過去の記録(前職場等)を知られにくく再就職可能な時に新規に年金手帳の交付を受けられていること。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

あつ(=膨大な件数)あり、凡人には方策は思いつきません。

記録が正確になれば、日本年金機構となりますが、機構に採用されない従業員が相当数おられる様です。この問題の解決には素人外、経験のある記録の従業員を活用する方法が効果的であつたのではないしょうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私が得喪関係の業務に携わっていたのは、昭和37年以降、40年後半まで。その40年代中頃(?)に年金記録が相違しているのを調査するよう「事故リスト」が送付されて来た。その存在を知りました。

年金記録の未解決が5,000万件とあると知ったのは、2〜3年前の事。大変驚いておりました。このころ、当時は、あつたはな問題との認識はあつたと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

事故リストは業務センターから送付される毎に、相当の予備とかりで修正をいたしました。この際、是とありますが、「事故リスト」はいつの時点かで中断されたのでしょうか？

各世帯からの進捗に不具合のものがあつた場合、なぜ事故リストに調査依頼を継続されなかつたのか？それが1件数増となつていふのはないかと思われ、(要因の一つ)

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行っている方策が良いと思う。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の相違は、年金記録の重複取得、生年月日の
名称等の申請時の誤りによりものと認識。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金裁定請求時には過去の職歴記載により
必ず一本に統合されようと思っていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

金融機関等異動(転勤)ばかりに在籍した方に、
 怠慢さからして、喪失理由を退職扱い又は、異動の一瞬
 にした事により、資格期間がつかない恐れがある。
 成熟した時点で、会社の人事課と問い合わせを行い
 チェックした方が良いでしょう?

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。後段に書いた通り

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

わかりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

わかりません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ⑥ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

存じません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

存じませんので考えはありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 。在籍していた時は認識していませんでした。
- 。退職後、平成16年頃とします。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早急に解決した方がいい。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在計画されている方策を完全に実行することが解決の方法だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

大規模事務所の事務(昭和5年12月)となった時、
資格・お付金・年金の審査が必ずしも正に行われ
ていないとは認識しなかった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

お付金の審査が年金職員等にお任せに
なり、審査が不十分であったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

今と違ってどのような方策をとっても100%の解決は困難
と思われる。最後は、本人申告をすべて受け入れる事での方策かなと
思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

厚労省の旧台帳から記録が移行する中でコンピューターに収録されてない記録があることは気づいておりましたが、順次収録されていくものと思っておりました。(現在はオンライン化が認められたから)

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所の段階では対応は困難である。記録が進捗するにつれて業務センターで記録が終了した時点でオンライン化をすべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・年金制度(期間割合)に対するマスコミ報道は、不安と確信の両方が多く、年金記録問題について、もう少し正確な報道にとらえる方策が必要。

・現在、件数が多いので地道に処理していくことになるが、数多い非常勤職員を適正に指導する正職員の配属が必要。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・制度が複雑で未熟であり、国民があまりにも
知らなすぎた。(知るところは、若か悪くと思う)

・退職後、マスコミ報道で知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点

・各制度の記録の切替時において対象件数が多く、
入力ミスが多くあります。入力後のチェック体制が
どうであったか。
(退職後のチェック体制の整備)

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現状の対策(方策)以外は? 2012?

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後に(スロニ等へ報道あり)存在を知りため、在籍時
には認識なし。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

※平成9年の基礎年金番号導入時に(国民の皆2人の使心で薄かな
と誤りあり)2人第2段、第3段の記録(平仮番号)記録の
ための手段を取らずに2人1人の誤りがあった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在記録を総合にどのような作業をしているかわかりませんが、行政は今やっていることかへんと思っています。

記録の作成が判明したときは、1人1人朝まで1人1人方法は違うのではなかろうか、と思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は将来の生活に必要不可欠なものと考えては身内から持っていました。
年金記録問題は事業に上げられている中、①基礎年金に年金記録問題が多発していること、②年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。③年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。④年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
また、事業に上げられている年金記録問題は、年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
年金記録問題を上げられている年金記録問題は、年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。

問題点

①年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
②年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
③年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。

④年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
⑤年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。

⑥年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
⑦年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
⑧年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
⑨年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。
⑩年金記録問題の発生、ミス等、の報道を知りました。

ご協力、ありがとうございました。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

年金記録問題については、大変な事であると認識しております。
現職の方には、大変なご努力をされていることに敬意を表します。
私自身もどのような方策があるのか正解をわかりません。
申し訳ありません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私の年金記録問題の存在を知ったのは、退職後であり、
現職の頃は認識していませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

退職して6年ほど経過しましたが、まだ記憶に残っておりません。
厚生年金の組合費記録がオンライン化されていなかったため、
地方分権により国と年金業務が市町村の協力がなくあったこと
などの点だと思います。
また、厚生の制度の改訂による複雑化、変遷系事務処理体系制
の度重なりにより職員の追いつけず困った点だと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は昭和49年6月に採用となり、以来、直接年金給付を担当したことがありません。特に年金記録に関しては問題があることは承知しております。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミ報道にあるように、国に存在する500万件の年金記録と現状各県で管理している年金記録問題は同一視すべきではなく、前者は受給権発生記録や脱退者年金給付済記録に大半であり、受給権に基づいた記録は正確なはずと見られますので、その内容の正確な情報公開すべきだと思います。

むしろ現在、受給者の被保険者との照合ができていない年金記録の解消(合カをあげて)すべきであり、そのためには一定の期間(現在も調査中であるが)が必要だと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

質問1でも述べたように在籍中に特に問題意識があったとは感じていません。
報
てスコミ報道により、その件数が多いことがわかり、前述のとおり受給権は必ずづつある記録が大半ではないかと認識しています。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

現職中は特に問題が生じているとは感じず、特別な対策をとったとは
ありません。
反省点は問題がわかっていくにつれてありせんが、もし行政として対応
に必要とすれば必ずしも問題がある。
例として厚生年金というものは、事業所から各種申告して平付書類(例として
資格取得簿に在籍簿や住民票の写し)の必要はないが、オンライン体制以前
は届出の正否は確認できず、各、生年月日の相違や年金番号重複が多数
あり、今問題になっている統合されている記録とされていることが考えられる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

各市町村、社会保険事務所、保険庁との連携を密にし、
 三者の保有している記録は1件ずつ整理していく方がよい
 ないと思います。
 これを行えば、絶対という表現は正しいのではないだろうか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

在職中には年金記録問題として大々クローズアップはされていなかったと記憶しています。

また、この問題が存在することを知ったのは退職後の新聞報道や、事務局等の情報を知ったと記憶しています。具体的には、何年何月だったかはわかりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号導入期にあと徹底した記録統合を行うべきではなかったという点。

また、オンライン化、台帳更新時に決めたミスがなかったのかどうか考えます。

更にどのように対応しようとしたかという点に関しては既に退職後でもあり対応できなかったと思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題については、制度上の問題
として認識している。

基礎年金番号通知書各個人に周知。
通知書にない人が年金を
期間をあげて、周知の徹底をすべきだと思
い、... それで当時の窓口相談で
大混乱だった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ⑦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

1. 年齢を偽って就職する。(女性に多い、採用年齢があるため。)
2. 名前と勝ちに変えて届出る。(右側い) 例 カツ → カンツ ハツ → ハツ江
3. 会社退職時の前金(喰いなど)で、年金手帳を返却せず再就職する。(新番号をいれ。)
4. 会社で保険料は控除しているが、社会保険の加入届を提出していない。
(生計保険会社に多かった。)
5. 国民年金に加入し、加入拒否者がいた。
6. 社会保険労務士による届書は、メリット授けにより無審査扱いしていた。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 戸籍謄本等で確認。
2. 会社が現存していれば、玄向いて調査する。
3. 市町村に調査依頼する。
4. 担当労務士に確認させる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金は支給権発生まで時間ばかり経過とともに職責が変わり、会社の担当者も退職するため、早めの整理が必要と思っていた。
厚労省時代による、業務セパ-からの記録照会や定時改定時の事業所調査を感じていた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- ・矢口に知識は引継いできた。(例として、北海道から行った従業員は適用した。現行採用は非適用となっていた。)
- ・3号制度のように、本人が居ないと権利が生じない方法は難しい。
- ・国民年金保険料換証事務は、被保険者の状況を把握している市町村に委託するが、一番効果的と考える。
- ・定時改定(算定基礎)時は、会社の従業員名簿、年金台帳との照合調査が重要と考える。(適用もれ、非適用もれなど判明する。) 現行

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	○ 退職者
所属	本庁	○ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

国民年金で市町村の納付記録と事務所の記録と大きな相違があると思慮される。

ある町の国民年金の納付記録問題で新聞誌上で大取り上げられて調査(?)があり、かなり大きな相違があった。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在市町村の記録と庁の記録との統合準備が進められていると聞いており、解決するには、1件々々、統合する以外無...と思ふが、大きな社会問題にならな...う願っています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私は、現業(年金業務)の経験が浅く確かなことは言えませんが、未納保険料の収納業務に携わっていた時期、1996年(通称改定年)の戸別徴収を行ったことが、記録訂正のきっかけとなり、納付率の低下、納めなくても年金の問題は発生する(これは事実)という認識が広がったと思います。(年金の納付は義務である)

未納の記録、厚生年金の旧名帳に関しては、当時人員も不足、量も多く、急を要した場合は、別保管し当面の対応と説明していたと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

未納の(ほとんどの)記録は、既に死亡、行方不明者、支給停止の記録で、年金に給付の可能性が低い。もし年金請求があった場合、調査不能で未納本人に不利な結果となる。

年金記録照会業務で「〇〇支給していた」とあるが、実際は、その下請け受ける会社であった事例が多くあり、戦後の混乱期と言うことで報告と取違っている者、名前・生年月日を偽っている者もいて、日本全国60数年の積み重ねで5400万人の未納者が出てくる申請を基では、ある意味必然性があると思う。

とは言っても、業務量の多さに伴う事務処理、管理体制の甘さについては反省すべき点と考える。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

承知していません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金加入者が複数の年金番号を持ち、過去の記録に関し、事業所名や住所を記憶していなかったり、勤務先での年金加入の有無を確認できない人が少なからずあり、過去の記録の調査が年金請求時の課題であった。

平成3年(年金給付課担当時)に上記の問題を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

氏名、生年月日による索引により、加入している可能性のある事業所等を示し、本人の記憶を思い出してもらい調査した。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

台帳との突合作業を行うこと。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

被保険者期間については、年金請求時に
実際に職歴から調査可能と認識していた。
マスコミ報道されたことから存在を知った。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号制度導入後は、各種年金
制度の記録が統一化される(30〜40年後)
それまでは、年金請求時に職歴から調
査し、お金のなさを決定するべきものと思
った。基礎年金番号制度導入のあり方が
よく分かっていない。安易に新制度
で対応した。(基礎番号以前)

名前の詐称、年金の甘んびに協力、ありがとうございました。
み(特に女性)等の事由により全てを統合することは
難しい。毎年金名の記録、死亡した方の記録等住所判らない記録もある

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 ☒ j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

ない

退職後

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようと思いましたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ⑥ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹(次長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

マスコミ報道以外は知りません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

第1青連会・社会保険事務所・市町村がお互いに協力して解決する方法が最善と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

退職後の問題が発生し大変な事であると認識しました。知った時期は平成18年6月頃と記憶しています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1人1年金番号あるいは総背番号制を導入できなかった。このような大きな問題にはうなずかれます。

手作業からオンラインへ切り替える時点で点検が不十分であったとも考えられます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在担当しているのでよくわかっていない。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

私には職に付く時には問題とはなっておらず、退職後に知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問3のとおり認識であり、例えば国民年金で紙の帳からオンラインへの切り替への転記誤りがあったとしても年金支払定時点で発見するとの認識でありました。
この問題に対する反省点としてどのような点が挙げられようかとの問いですが、私の退職後に問題となることがから詳細がわからなくなっているため回答できません。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

短期間で集中的に人員増強で
こなすしかないと思います。

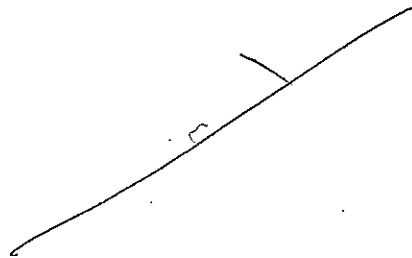
回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録の問題か。現在、ような大変な
ことになる。思っていた。思っていた。
知ったのは、近頃のマスコミ報道です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。



回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

40年間社会保険の現場で仕事をしていた中で、年金記録の取扱いには慎重な対応をしていたつもりです。
年金記録問題については退職後に知りました。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

被保険者本人の記憶と社会保険庁の記録が一致しないケースは時々見受けられましたが、調査を行うことで解決できていたと認識しておりました。
記録の管理に問題があったとすれば、もっと早い段階からチェック機能を構築しておくべきであったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 ☒ g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・旧台帳や名簿等、既存ある記録金について、適合するものではない、
・給付的に判明しているケースがあるものも、まだある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録の不整合については、IDのケースごとにおおむね解決に行くものと認識していた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

裁定時、取組等に基づいて、記録の整備を図って行くものと考えていた。
もっと早い時点での事務処理の方法や体制の改善が図られていた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	☐ 現職者 ☒ 退職者
所属	☐ 本庁 ☒ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2) 現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

統合で生じた記録が存在しており、今後本人照会で解決していくものと認識していた。

具体的には老齢年金の繰上請求時に本人からの申出で解消していくしかないという考えであった。

年金記録問題は、年賦9年間の基礎年金番号導入時には、大きな数字が出てきたと記憶している。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金相談等と現場で担当した経験上、一連の年金記録問題が出るまで、一般国民の間にはあまり無かったように思う。我々現場では、それに一人でも多く無年金者を解消すべく努力してきたつもりであるが、最終的には予算上の問題であったのかなと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	☐ 現職者 ☒ 退職者
所属	☐ 本庁 ☒ 地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐	退職者 ☒
所属	本庁 ☐	地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録は常に整理していると認識していた。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹(室長) g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

マスコミの報道内容より、具体的な問題点を明らかにし、アルバイトの対応は困難に思われる。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題とは、年金の支払いが滞り、年金生活者が困窮する問題です。また、年金の支払いが滞り、年金生活者が困窮する問題です。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

年金記録問題を把握し、年金生活者の困窮を防止するため、年金の支払いを滞りなく行うことが重要です。また、年金の支払いが滞り、年金生活者が困窮する問題です。また、年金の支払いが滞り、年金生活者が困窮する問題です。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課 ☒ 国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

（質問1の回答欄に記入された内容が、このように表示されています。）

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

（質問2の回答欄に記入された内容が、このように表示されています。）

設問(1)については判らないが、全ての問題点については徹底的に取り組む必要がある。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成5年に退職した。その頃から、今言われているような問題があるとは知らなかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・非常勤スタッフは記録の処理を外注や社外事務
未経験のアポイント等に委ねているようなが、その結果
を職員によって点検していたのか?

・事故リストは正しく処理されているのか?

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課、国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

報道のあり方、全件照会より早いと思いたい

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

社保各帳と市所社保帳の突合等 毎年実施し、
相違ある場合はお互に最終まで追索し正確性を
求めるため、あつた思ひなかつた。
なつかは、報道でよくしるし、自分の仕事に
残念に思ひし、はなし限りで。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

③ のとおりです。
片への記録進捗率について、照合していたが、その
問題になるとは思っていなかった。
更なる徹底は照合、突合をすすめていく。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

一方的に社会保険が悪いという方向でなく、被保険者(元被保険者)のほか、事業所の協力理解と得る方策が必要と思われます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者がいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特別な問題は承知しておりません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在行なわれている方法以外には無いと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和66年4月に国民年金保険料の徴収が始まった時から、事務処理手順の問題があったと考えます。社会保険事務所では、印紙を貼るだけで現金は収納せず、市町村からの検認報告という曖昧かつ不正確なシステムにより、記録される事態を根本的な問題でした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この年間の在籍中、市町村の保有する台帳と社保の台帳の突合は毎年行ってきたと記憶しておりますし、コンピューター導入に伴う記録整備も数回にわたり行なわれました。世間では、社会保険庁の仕事は林檎のひとことと片付けられていますが、私共は真面目に勤務したつもりであります。おえていえば、事務処理手順の不備などを苦い顔で承知しながら声をあげなかった事は、今日の問題を発生させることになったと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在実施されている以外の方策について
思いつきません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 。在籍時、年金記録に大きな問題があるとは認識しておりませんでした。
- 。大きく報道されるようになり、存在を知られた。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 。現在、何か対応できる状況にはありません。
- 。過去に国民総背番号制と対応し、断念した制度案があったと思いますが、採用しておれば国民の権利と義務について、掌握管理がなされ、現在の年金問題や今後の部分は生じなかったと思われる。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者が退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

知らないません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

地道にひたつ、つぶしていきより立法は早い。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

記録のコンピューター処理は、
奇画から10数年、実施が遅れた
こと、大きな要員、当時から思っていた。なる。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

地方の
年金記録については、本庁の指示
によるもの、責任が分かった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

未組合の要因を社会保険事務所職員の事務処理誤りとして対応していることについては問題ありと思います。
 その中でも厚生年金の届出は事業主の責任において届出されたものであり、欠乏相違(読み違い、漢字の読み違い、なすもろい)や年月日相違(本人が故意に事業主に虚偽の申告をしていることなど)がある。本人が前歴を知らなかったため、その記録を訂正しているから、新規事業の申し込みを受けたものなど、事業主・社会保険料の責に負うべきものが多くあるものと思います。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 政治家、マスメディア等の悪意もしくは無知によるキャンペーンを止めさせるために未組合の要因についての正しい認識を普及させる必要がある。

2. 未組合記録の整理は年齢制限(65歳以上年金受給者に対して)をもうけて対応した方が良いでしょう。
 (良い案は)

3. 国民年金記録は市町村が担当であったため、市町村長による記録であったことから、記録も市町村が散見されると思うので、経費本人の申告に沿って訂正した方が良いでしょう。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

オンライン化により顕在化したと思います。
記録の整理は年金支給時にできるものとして考えていました。(年金保険の方針が変わりました)

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

質問1に記載した通り、厚生年金記録は
マイナ番号管理をしていたが、その事実を本人の
届出記録にも要因が求められます。完全解決
はあきらましいと思います。また、マイナンバー制度
ということで、年金保険の方がデータを請求者に対し
年金支給時に
提供していたことも、不適合記録の減少を期待していた
と思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

教員等で認識している問題以外については
知らないのではありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

具体的な方策が思い浮かびません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題について、この頃の日々、一先筆として頭が下がります。

今日、照会の件について、在職中の気憶をたどってみましたが、今迄報導等で得た情報以外の問題が存在するとの認識は思ひ浮かびませんでした。

なお、問題解決に向けた改善策等思いつきまじり降は、改めて一報いたしたく思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

反省点として、年金の請求は届出主義であり、その記録に間違ひがあれば、その時点で修正すれば良いとの誤った認識が一部に存在していたのではないかと思われます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ⑦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

1. 照会された方に対しては、速やかに回答すること
2. 実態をやるべきところについては、具体的な方策を早急に決定し、着手して早期解決を図ること
3. 一定の時期を定めて、解決されない場合の対応方針を決めること
4. 増給生年率、大正生年率への通知は死亡者のみで行われること、遺族の生年率への通知は死亡者の職歴と収入の状況

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道があれから知った

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

1. 退職後の生活に困窮している人が、事務的な手続きの要請を多量に受けた
2. 厚生年金の疑問があれから発生。肉声先(若)へ知らせ、年金生活への影響を知らせる。退職後の生活の徹底
3. 過去に事務的な手続きと事務的な手続きの報告と毎月実施してあり、54万件も未処理であったことが不透明。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

特に思いあたりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

相当昔のことですのでわかりません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上記3と同じです。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在、行われている方法で、1件1件照会し、確認作業は行なっていると思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

現在のオンラインシステムになる以前は全て手作業によるもので、職員の個人個人の能力や誤差により誤りが出たものと思います。
年金手帳も本来は1冊1冊何冊も持っており、担当の氏名や生年月日を市役所に届け出た内容の記録となっており、その相当数あるものと考えます。給付の経験では年金請求の際に職歴による調直を行うことにより大半が解決していました。
また、記録や標準報酬、改ざんなど記憶にないし、考えられません。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

担当当局は書類をいかに正確に処理するかが基本にあり、手入力による人回りの行うことであり、誤った処理もあつたことと思います。
オンラインシステムや基礎年金番号を早くに導入していただければ、拡大しなかったのではと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

わかりません。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題は、年作業時式でのミス、転記ミス等
はあり得ると思っはいたが、このようにこれになるとは考え
られませんでした。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

大まな問題の認識はありましたが、対応は
いまだ考えられませんでした。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ㊦ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

私は主に 健康保険を担当していましたが詳しくは 承知していません。
 なる 問題としては、ありとありである
 ① 会社を設立しては、保険料を支払わずに 財産を 繰り返す 法を悪用した
 ものがあることか 世間に 知られていない。

 どういう中で、年金記録を 復活させるのはいかかるものか。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

事業主の責任問題が 取り上げられていない。
 もと 府は 毅然とした 対応を すべきである

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

- 社会保険庁の反省点はどう考えているのか、それなしで意見を述べることはいかかなものか。(回答は、自派を代表するか、無所属の方の反省点があれば、それを述べる)
- この体制が今までの府の考えで何も変わっていない。
- そもそも府の通知行政で動いていて、他方から意見を上げてく月1回程度持つことと、府が年金記録問題を大きく捉えず。
- 早急に事実を確認すべきに考えました。
- この問題が表面化された頃です。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

- 国民のため誠心誠意を尽くして調査する姿勢は、社保職員全てが同じと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

なし。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成18年10月から保険課医務管理官に
転任してからであり、年金記録問題に
ついては、本庁の情報を観望した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

基礎年金番号を導入した時点で、
年金記録の発生、確認を年次的に
行うことを確言すべきであった。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ⑩ その他(事務局) <i>上野区社会保険事務局</i> (社会保険事務所) ⑪ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

(Blank box for answer)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

平成19年度にこの年金記録問題が発覚し、クロスアップエイトと記憶にいます。この大きな問題に認識したのはこの時期である。
確かに記録の相違、いうことは、この中で事例があり、年金記録時に統合整理ができておらず、(後者側は記録あり)
しかし、5000万円の差に浮いた年金記録が正しくいっていることは愕然として思っています。(後者は会議においてこの事実を説明はあった。)
○基礎年金の導入時期より早くに加入記録の整理とされているが、対応が不十分で、加入者の意識も若干低下している。
○国会やテレビ、新聞等でこの問題が取り上げられるようになって、初めてDB、DB型が感じることがある。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

この問題がクロスアップエイト時は、年金事務と全く異なり部署にいたが、直接の対応は出来ず、その後、数ヶ月で退職に至り、
○対応
①対応が遅かったこと。(主に浮いた年金記録がまだ少な-月に対処ができていなかったこと。)
②関係者に対する周知方法に工夫が必要であったこと。
関係者、記録事務のデータベースの問題で対応できなかった。(関係者、国のレベルで対応できなかった、最終的に大企業の問題に至ることもあった)
※DB意識やマスコミ報道で事実大にDB型が感じられた。
③関係者への周知(協力体制がなかったこと。)
④関係者への導入の遅さは、年金基金管理の問題。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

できるだけ早く、照合確認の事実関係を明らかにして、不明部分については政治判断により、一刻も早く、解決する他ないと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金がマスコミで取り上げられてから知りました。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

一つの問題が発生した時点では、一事務所の問題ではなく、全国的な問題意識として事実とらえ、おぼろしく対応すべきだったと考えております。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

報道等で明らかになっている事以外は知らない。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

真摯に受け止め解決に向け全力で取り組むことが一番だと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

この年金記録問題は、本方が知っている(実行した事が)
地方に知られていはいなかった事があり、年金は元々決まっていた。
特に「生年月日を守る」で登録していったとは、まったく
知りませんでした。
それまで、この年金問題では、「生年月日」一致を基本
にしていたので。
本方、地方が一つの意思で取り組むことが出来
ないと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

回答2で答えているが、解決に向けて努力する
事が解決方法はするかと考えます。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ① 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特にありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

過去の記録の補正・整理を行い、信頼回復を図るようなことを考えています。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号、未納金については、当時、武蔵清水町等では、順次整理がなされるものと認識していました。

また未納金の件数や、享年、船名の旧台帳記録については、この時に知りませんでした。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

多くは被保険者や受給者からミスや不備を指摘されたことを深く反省し、確実に記録簿正しく取り扱う、情報回復に全力を尽くすとした。

又、古い被保険者記録を管理する窓口として、切替時等の事後検証が必要であると思っています。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

誠意を込めて対応をしていくしかないので、
特効薬は考えられません

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

昭和44年採用になりました
当時は年金についての関心は低かったと思います。
事務処理方法含め、問題があったのだと思います。
事業主も含め、年金は先のことかという意識が強
かったこともあり、協力的な面もあった。
手作業による誤りもあったと思うが、チェック体制は
不十分であったと思います。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

チェック体制が不十分であったと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

ありません。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

- ・ 時間ばかりですが、正しく処理するためには、案件ごとの地道に解決していくしかないと思います。
- ・ 2年以内の空白期間に対する「本人申告による確認」については慎重に取扱うべきだと思います。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

一〇に年金記録問題について、5000万件の「未統合記録」と人的に作業的に処理されたものでは別問題と考へます。

未統合記録については、システム的問題や台帳管理等の問題があり、特に厚生記録(国庫と不詳)については記録統合事故リテラチにより、早期に解決できなシステムになっていたとの認識です。

基礎年金番号の導入に伴い、未統合記録について大きく認識するようになった。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(対応)

・定期報告や定時における記録確認の徹底

(反省点)

・国庫に対する年金に関する認識・理解の周知徹底の不足(基礎書面)

・基礎年金番号や年番等被保険者に対する対応不足(政目録等)

・オンラインシステム導入後における記録統合処理の手法等

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特に思ひあつしん

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

基礎年金番号と導入した際、現職以外の人は通知されないが、その原因で過去の手帳と被保険者持っていない人の今の状態は、過去の記録の一本にない。このやり取り、又、前年明日を会社に提出している、会社の変更があり、新しい手帳の交付を受けている方が多かった。記録の面に誤りというものはなく、やはり人によって中々受ける事で相対的に解決出来る状況で、記録の整備に大量の人を入して整理と決定し、また、社会保障院協会の有効に利用し、原因と事例毎に整理する事が必要ではないでしょうか。

次に標準報酬修正の訂正の場合については、会社改革継続していくために、止むを得ず決断してケースは相対的な比思、又、明確に社保機関に対する改定は困難な面がある。この判定も復讐は対応を望み、一方見解の相違から相方の意見も明瞭にし判断と結果とする。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

○これまで年金請求書は本人からの請求書と引き換えに手帳を返すという仕組みで、過去年金記録を採ることは大部分であった。
 旧制度のオンライン化と関係している。これは解決していたが、本邦国はより確実な回答が得たので、そのことにより本人記録が回復していたと考えた。私の採用には、年金記録問題は担当の連任で、本人からの記録不備を指摘する事務リストの修正と、年金記録の修正記録の台帳は修正された。したがって、これは多くの件数のオンライン化と関係している。この問題が起った時初めて、業務委託されたプログラマーが、問題であることがわかった。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

内部の問題とは思ってない。答えがあり、問題が起きてから実際に記録の確認作業を通じて正確な記録をいかにすることが、明確にしている。記録の増減していくことがあり、あるところにある。また、新制度の事務リストの回帰も、不十分であった。中にも、現在もオンライン管理の記録が、記録の入力作業が最も重要であり、チェック機能を強化していく必要がある。また、加入者記録を確認して、より早期に同様の発見されることにより、正確な記録の管理が必要である。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) ☒ 次長 *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ☒ 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

料に知りません

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・現時点よりリポートを考えています。

・報道されているようなリポート(前年度末の1年間の)は危険な
 思いやり。(当時西の方針から文書などというものは、こうある
 ように訂正していき、現実としてそれは佐賀加入期間の
 1年間未満の、ある期間に全額納付はとつていき)

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金給付以前は、事業主が提出する月次報告に基き手帳を作成していたところが多くありましたが、若年者以外には事業主に報告義務を課していたと思えます。併せて早期収得年次新規加入の割合が多かったと認識しています。(その昔は生年月日や性別をいっしょに提出していたという話もありました)

1人2手帳を何枚も持っていた人については重複整理も指示していましたが、最終的には年金事務所が整理するのを待たざるを得ない状況でした。(当時)

当時全体的に手帳の整理にも遅延、重複整理も多かったのは事実だと思いますが、これはいまさら大規模な整理はできないと思います。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

上 2 点とあり

- ・ 年金に対する広報不足
- ・ 制度が複雑化しすぎて理解しにくい
- ・ 制度が改正しても利用しにくい
- ・ 政策も含めて、国民全体が年金に対する意識を高める

※ 全体的に制度に対する周知広報不足の原因だと思います。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☒ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) ☒ 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特記

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

現在の方策による。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

制度改正以来の年金問題は表面化したものと思う。
年金の年々減額と認識した。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

例えば、年金・国民年金・厚生年金の収支状況について
記録のありを補正を行った。
年金の減額については、その原因は歴史であり、当時のシステム
上、止むを得ないものがあると思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☐
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☐
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 ① 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいと考えますか。

特になし

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

基礎年金番号実施時期にもって広報に力を入れ、被保険者等への案内通知と数回繰返すなど徹底した年金記録整備を図っていくべきであったと思う。
また、厚生年金や第1号被保険者の旧台帳がインベックに収録されていない旨の報道がされ初めて知った次第であり、地方の社会保険事務所や社会保険事務所において社会保険庁における年金記録がどのようなようになっていくのか、その実態が分からなかったことから、これはかなり大きな問題である。
もっと早い時期から、これらの年金記録整備に力を入れて実施してこなければ、今「年金記録問題」につながっていると認識している。
年金記録問題を失ったのは、「基礎年金番号に未納合の記録が約5千万件ある。」と報道された頃である。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

社会保険事務所等においては、年金受給者や被保険者等から提出された「年金特別便の回答票」や「期間照会」において、被保険者の加入記録を徹底調査することしかなく、ワンタイムチェックの他、紙台帳も必ず調査することと徹底した。
反省点としては、「年金特別便の回答票」や「期間照会」において、共済組合関係の照会が多く含まれており、回答が大幅に遅れる結果となり、社会保険庁において、共済組合の照会については、被保険者自らが共済組合に照会するよう区分すべきではなかったのかと思う。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者 ☐ 退職者 ☒
所属	本庁 ☐ 地方庁 ☒
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 ☒ h. その他(事務局) 年金調整官 (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

なし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

記録統合にかかる人員を増員すること。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3)あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

年金記録問題、受給者も期間を研究しており、
全て、記録時に完結してしまっているものとして認識していた。
平成17年頃、マスコミ報道により。

(質問4)質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

早期の記録研究と統合作業
基礎年金番号導入以前に付帯の仕様に合わせよう
あつたことを。あつた。

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

特になし

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

厚生労働省の指示によりやること

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

報道で知った

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

不明

回答票②

必ずご記入ください。

この用紙は、公表する場合があります。

区分	現職者	退職者
所属	本 庁	地方庁
最終官職	以下の中から該当するものを選んで○を付けてください。 (本庁) a. 本庁部長級以上 b. 本庁課長・室長・企画官級以上 c. 本庁課長補佐・係長・主査級以上 d. その他(本庁) (地方社会保険事務局) *平成11年度までは各都道府県保険課・国民年金課 e. 事務局長 *平成11年度までは課長 f. 事務局課長級以上 *平成11年度までは主幹 g. 事務局課長補佐・係長級以上 h. その他(事務局) (社会保険事務所) i. 事務所長 j. 事務所課長級以上 k. その他(事務所)	

(注1)「区分」欄は、現職者か退職者かいずれかに○を付けてください。

(注2)「所属」欄は、人事上の所属について本庁か地方庁かのいずれかに○を付けてください。

(注3)「最終官職」欄は、社会保険庁における、あなたの最終又は直近の官職を記入してください。

回答票③

この用紙は、公表する場合があります。

(質問1)年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存じでしたら、具体的にご教示ください。

・国民年金の保険料納付では、同一世帯で一方に未納のある場合の救済として、2年以内は証拠なしでも救済する旨の報道を見ましたが、世帯で多額の保険料を納付することが困難なことから、例えば、夫のみが受給権確保のため納付をするケースも多くあったと聞いています。

従って、社会保険や、第3者委員会への納付の申し立てに、領収書を添付できない方まで一律に保険料で救済するのではなく、公平性の観点からも救済を別途検討すべきと考えます。

(質問2)現時点において、この問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

・本人確認のためには、届け出に公的証明(戸籍・住民票)及び、住基ネットの完全活用が不可欠と考えます。

・過去に業務センターへの記録の進達・入力を職員自ら行なったのか、または、入力結果のダブルチェックを職員が行ったかの反省に立ち、事務所に専門的知識を持った職員の育成と増員が不可欠と考えます。

回答票④

この用紙は、公表する場合があります。

(質問3) あなたが在籍していた(している)とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

・平成9年の基礎番統合で、1億人以上に案内をしたにも係わらず、僅か1割程度の統合に終わったことは、国民の無関心が大きな要素ではないでしょうか。

これを受けて、基礎番の未統合3億件について、年次を決めて毎年計画的に統合作業を進め、残りの5千万件についても計画が示されていたと記憶しています。

記録補正の職員数が各事務所とも不足をし、十分な調査もできず、優先順位も後とされましたが、引き続き統合作業は計画的行っていたと思っています。

(質問4) 質問3の問題認識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしたか。また、現時点でみた場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

・この間、年金記録問題を優先し、全ての職員を投入したことから、他業務の滞留による影響(調査官調査・保険料の徴収・適用促進・適用の適正化等)と、政治の介入による短期間での作業工程での二次災害。